

2018年（平成30年）10月24日

加盟団体代表者殿

公益財団法人 全日本ボウリング協会
指 導 委 員 会
委 員 長 金 谷 志 信
(公 印 省 略)

会員復帰時の審判員資格の復活について

拝啓、秋冷の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当協会及び指導委員会の諸事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度指導委員会では、当協会の会員を辞められたために審判員資格を喪失した方が会員に復帰された場合には所属団体の事情に応じて一定の条件のもと審判員資格の復活を認めることとなりました。

今後該当者がおいででしたら下記の要領にて申請いただきますようご案内申し上げます。

- ① 復帰した所属連盟から会員資格喪失前の審判員資格復活の申請を添付の申請用紙により提出する
- ② 会員資格喪失時から復帰時までの、本協会会員登録料相当額を支払う
(ただし、連盟登録料については所属連盟の裁量にゆだねる)
- ③ 会員資格喪失時から復帰時までの審判員登録料相当額を支払う

敬具